

鎌倉市・逗子市・葉山町 ごみ処理広域化実施計画 (素案)

鎌倉市・逗子市・葉山町

1. ごみ処理広域化の目的

- 各家庭や事業所などから排出されるごみは、廃棄物処理法に基づき、市町村が処理



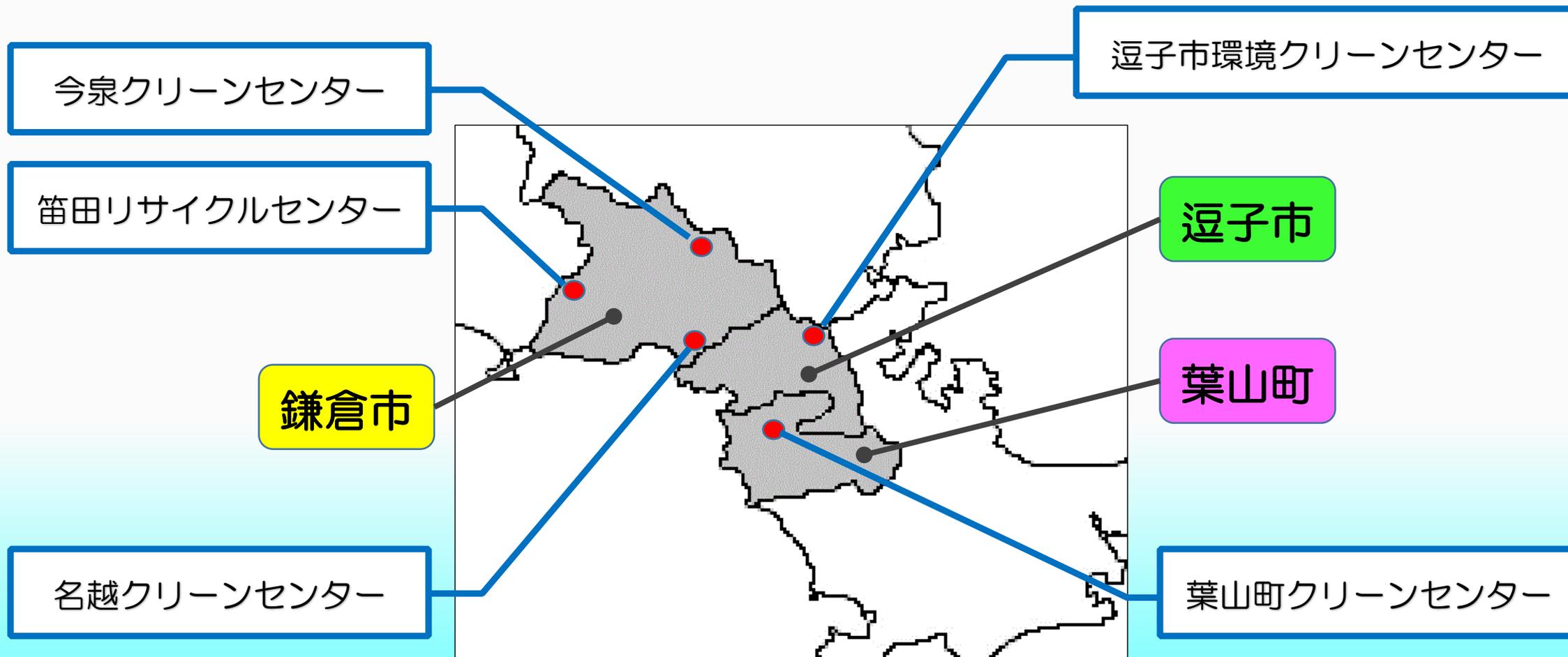
- 環境対策や、人口減少など社会状況の変化に伴う、様々な課題に対応していく必要性



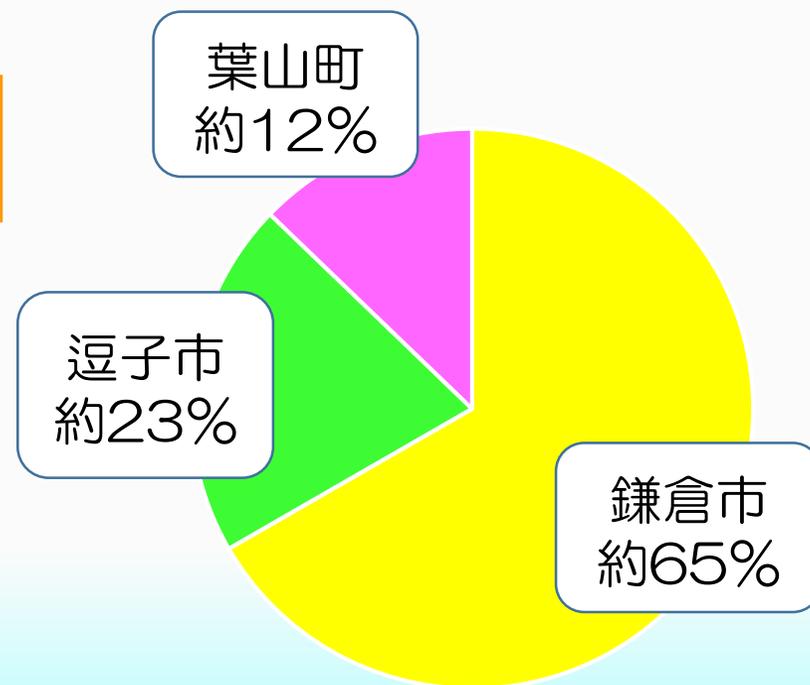
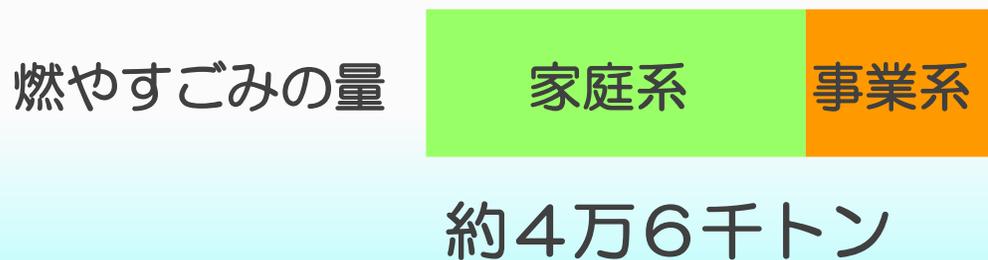
- 連携して取り組むことで、安心・安全で効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指す

2. 圏域のごみ処理の現状

◆ 圏域の廃棄物処理施設



◆ ごみ総排出量（平成29年度実績）



◆ 資源化率（平成29年度実績）

- 鎌倉市 52.0 %
- 逗子市 47.4 %
- 葉山町 44.3 %
- 神奈川県平均 24.4 %

県内33自治体中の
トップ3

3. 圏域の課題と連携の方向性

- 一人1日あたりのごみ排出量が多い

- ➡
 - ・ 生ごみの資源化
 - ・ 燃やすごみに含まる資源物の更なる分別徹底

- 事業系ごみの発生量割合が高い

- ➡
 - ・ 生ごみの削減、資源化
 - ・ 燃やすごみに混入する紙類や産業廃棄物の更なる分別徹底

- 既存のごみ処理施設の老朽化

- ➡
 - ・ エネルギー効率や環境面などを勘案した将来のごみ処理施設のあり方の検討

4. 実施計画の内容

- ゼロ・ウェイストを目指した、ごみの減量・資源化の検討
- 各市町が担うごみ処理の役割分担
- 既存施設の有効活用



安定的かつ、環境面、経済面においても
負荷の少ないごみ処理体制の確立

(1) 基本理念

環境負荷の少ない循環型社会の形成に資する
ゼロ・ウェイストの実現を目指す

(2) 計画期間

令和2年度から令和11年度の10年間
(2020年度) (2029年度)

(3) ごみの減量・資源化施策

- ① 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充
 - ・ 生ごみの減量・資源化、食品ロスの削減、紙類等の分別徹底など
- ② 事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充
 - ・ 食品リサイクルの推進、分別指導の強化、事業系ごみ手数料の見直しなど
- ③ 取り組むべきその他の施策の拡充
 - ・ 紙おむつの資源化の検討、スケールメリットを活かしたごみ処理経費の縮減の検討など

目標年度の令和11年度の燃やすごみの量 (2029年度)



10年間で燃やすごみを半分以下まで減量

5. ごみ処理施設の整備方針

(1) 第I期（令和2年度～6年度）

●圏域の状況

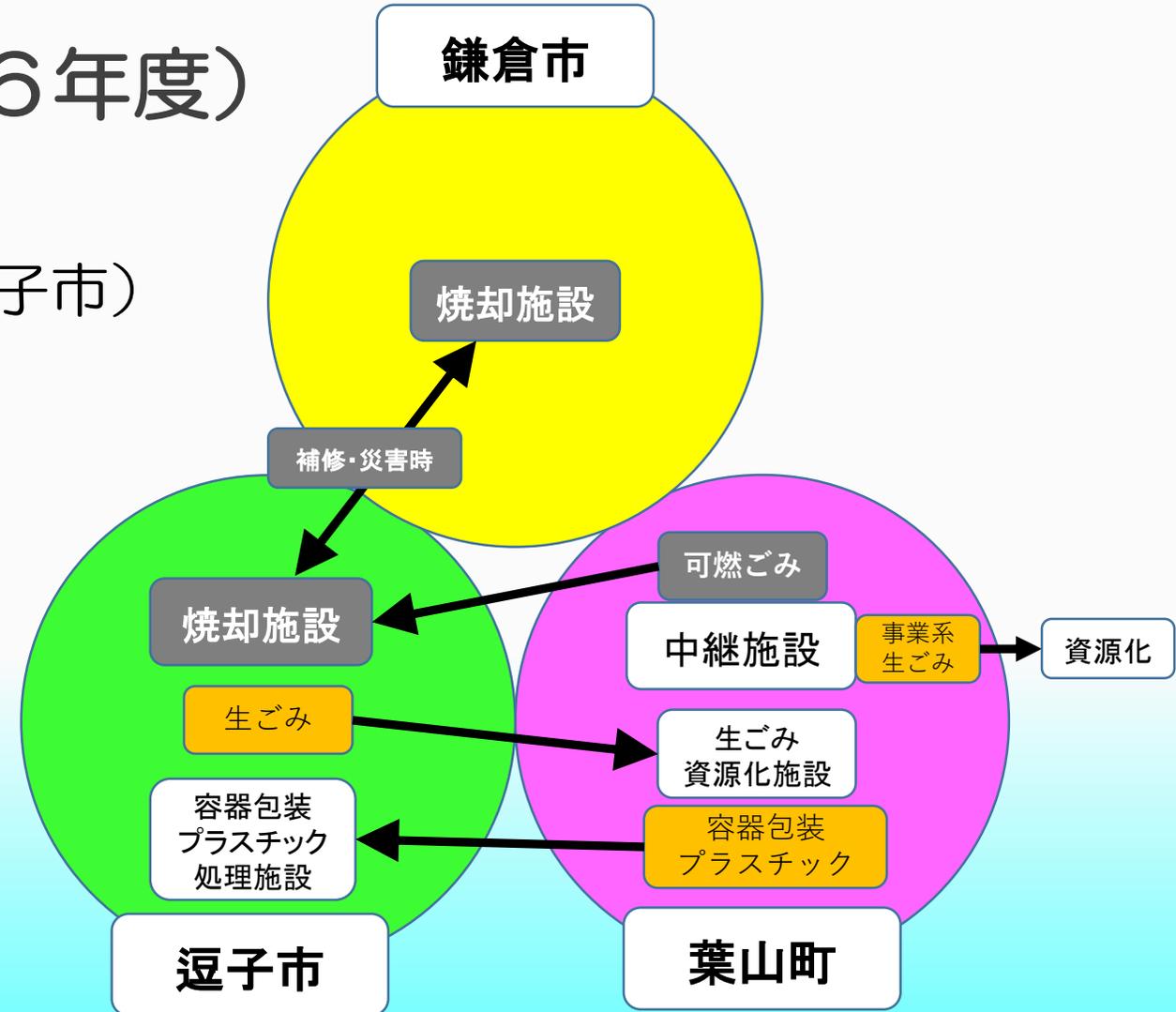
圏域に焼却施設が2施設（鎌倉市・逗子市）

○逗子市・葉山町の連携

可燃ごみ・容器包装プラ→逗子市
家庭系生ごみ→葉山町で施設を整備

○鎌倉市・逗子市の連携

緊急時に連携（工事等の休炉時など）



(2) 第Ⅱ期（令和7年度～11年度）

●圏域の状況

圏域に焼却施設が1施設（逗子市）

○鎌倉市・逗子市・葉山町の連携

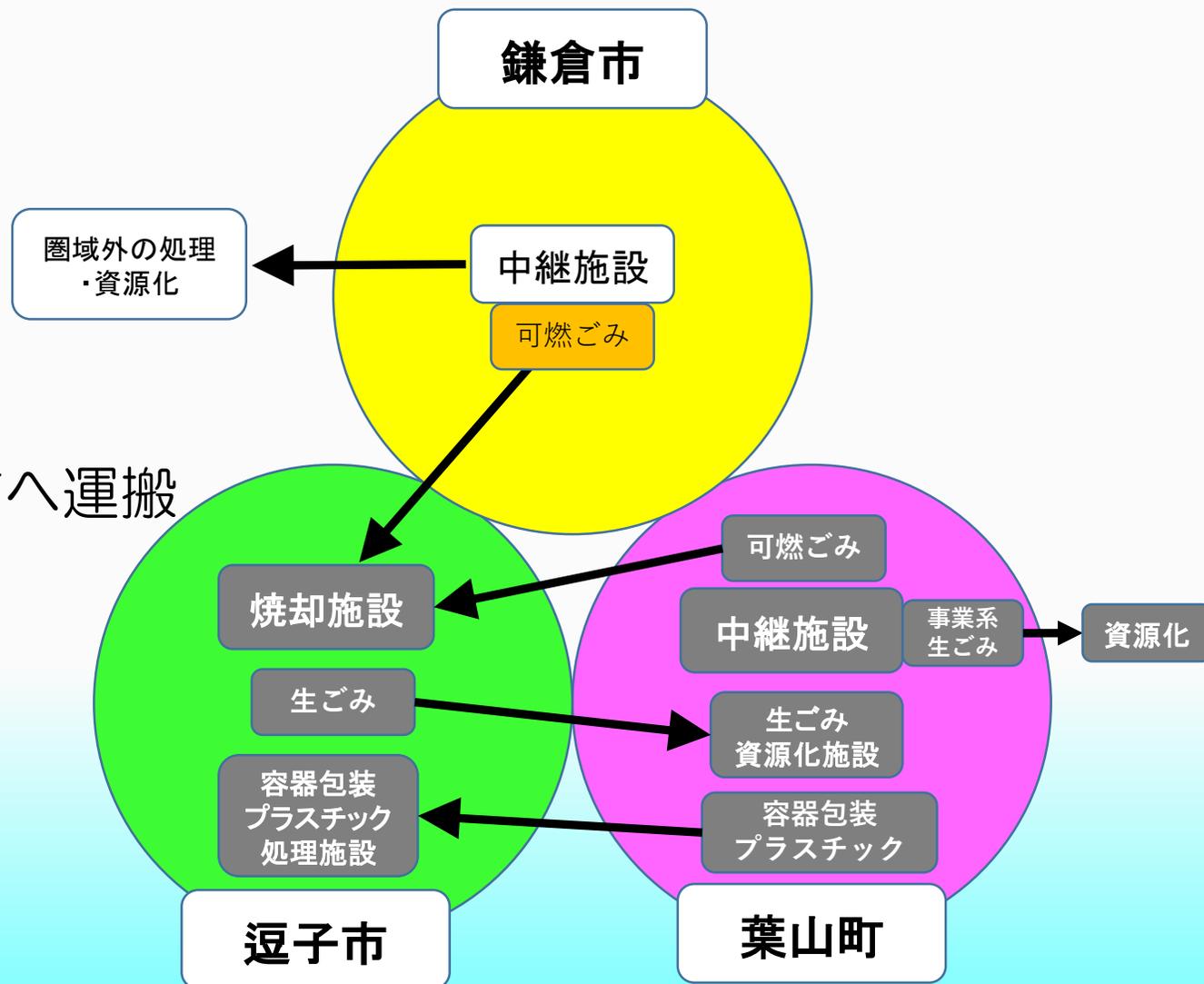
可燃ごみ→逗子市

鎌倉市は中継施設を整備し、逗子市へ運搬

（逗子市焼却施設稼働停止後は
2市1町の施設として使用）

○逗子市・葉山町の連携

第Ⅰ期と同様



6. 圏域における将来のごみ処理体制について

- 逗子市焼却施設はおおむね令和16年度までの稼働を計画
- ごみ量の予測、新技術の実用化の進捗、国からの更なる広域化の推進や民間活用の考え方

圏域で新たな焼却施設を建設せずに
ゼロ・ウェイストを目指して
ごみの減量・資源化を進めていく



- ごみ処理広域化ブロック区割りの見直し、民間の新技術による資源化手法の活用により、安定的なごみ処理を維持していく。

7. 連携体制

地方自治法に基づく「事務の委託」により、既存施設を有効活用して効率的にごみ処理を行う。

8. 費用負担の方法

対象経費を「施設の運営管理費」「施設の改修費用」等の合計から搬入量の割合に応じて各市町が負担する公平な負担とする。

ご清聴、ありがとうございました。

鎌倉市・逗子市・葉山町